

保護者 各位

県立水戸特別支援学校長

学校における薬の取り扱いについて(お願い)

早春の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では学校での服薬が必要な場合に、下記のとおり手続きをお願いしています。ご確認の上、手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 学校における薬の取り扱い

学校での服薬	・学校で薬を使用する必要がある、 <u>医師の処方</u> を受けて保護者から依頼があった場合。
薬の管理	・児童生徒本人が所持することが原則(どこに持っているかを担任と確認)。 ※坐薬と災害時用の薬は保健室で預かり、学期ごとに持ち帰り。
薬の持参方法	・1回分ずつ準備し、薬に記名(取り違えや誤った使用の仕方を防ぐため)。 ※目薬や塗り薬など、分包できない物はそのまま持たせる。
備考	・薬の使用・管理について教職員の介助や預かりを必要としない場合であっても、児童生徒が学校で薬を所持する場合は、書類の提出が必要。

2 薬の種類と提出書類

薬の例		提出書類
①定期薬	毎日定時に使用する薬(1週間以上) 抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等	・長期服薬依頼書(学校用)または 寄宿舎生用服薬依頼書 ・薬の説明書のコピー ※年度当初、又は必要が生じた際に提出してください。
②臨時薬	期間が短期間で一時的に使用する薬(1週間未満) かぜ薬や塗り薬等	・短期服薬依頼書(学校用)または 寄宿舎生用服薬依頼書 ・薬の説明書のコピー
③頓服薬	必要時に使用する薬 鎮痛剤(頭痛、生理痛等)等	・短期服薬依頼書(学校用)または 寄宿舎生用服薬依頼書 ・薬の説明書のコピー ※事前にお申し出ください。薬の種類や症状によっては、学校で服薬ができない場合もあります。
④宿泊時	学校行事	宿泊を伴う学校行事において使用する薬 ・宿泊を伴う学習における健康調査票 ・薬の説明書のコピー ※事前説明会の際に詳細を説明いたします。
	体験入舎	体験入舎時に使用する薬 ・寄宿舎生活体験者用服薬依頼書 ・薬の説明書のコピー
	寄宿舎	寄宿舎入舎中に使用する薬(頓服も含む) ・寄宿舎生用服薬依頼書(短期・長期・大規模災害時) ・薬の説明書のコピー
⑤非常時	災害時など学校に長時間待機する場合に必要となる薬	・大規模災害時服薬依頼書(学校用) ・薬の説明書のコピー
⑥応急薬	応急処置としてやむを得ず使用する薬 喘息発作、心臓発作、食物アレルギーアナフィラキシー発症時等	・服薬依頼書(応急用) ・薬の説明書のコピー ・学校生活管理指導票又は医師の指示書 ※安全にお預かりできるかどうか検討が必要なため、事前にご相談ください。